

臨時契約用引込小柱等取付申込書

年 月 日

中国電力ネットワーク株式会社

ネットワークセンター所長 殿

設置者

印

引込小柱を建柱するための土地が無い、土地はあるが建柱について了解が得られない等の理由により臨時契約用引込小柱等を電柱に取り付けたいので、下記事項を了承のうえ申し込みいたします。

- ・取付電柱番号 _____ 号
- ・取付期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日
- ・取付位置等（裏面の別紙1へ記載）

（道路上へ設置する場合、以下へも記載）

- ・管理者の許可確認日 _____ 年 月 日
- ・許可者（組織・部署名） _____

（屋外広告物の取付電柱に臨時契約用小柱等を取り付ける場合、以下へも記載）

- ・電柱広告設置者（株式会社アドプレックス）の承諾日 _____ 年 月 日
- ・承諾者（組織・部署名） _____ 株式会社アドプレックス（ _____ ）

記

- 中国電力株式会社（以下：甲）が所有する電柱へ取り付ける臨時契約用小柱等の取り付け、維持・管理および撤去は、設置者（以下：乙）の責任において行うこととします。
- 臨時契約用小柱等の取付位置等は、図1のとおりとします。
2 乙は臨時契約用小柱等の見やすい場所に、乙の名称と連絡先を明示します。
- 乙は、この取付申込書の履行について、道路法、その他関係の法令を遵守するとともに定められた手続一切は乙の責任において行います。
- 甲は、業務遂行上必要であり、かつ緊急やむを得ない場合には、乙の事前の承諾なしに臨時契約用引込小柱等を移設または撤去することができます。この場合、甲に重大な過失があったと認められなければ、乙は甲に対して異議の申立およびこれによって生じた如何なる損害賠償の請求をすることはできません。
2 乙は、臨時契約用引込小柱等の取り付け、改造または撤去等をする場合、甲の電柱、工作物を汚損し妨害してはいけません。
- 乙が、臨時契約用引込小柱等の取り付け、管理および撤去に起因して第三者に損害を与えた場合は、乙の責任と負担においてこれを解決していただきます。甲は、これによって生じた一切の責任・費用を負いません。
- 屋外広告物が取り付けである電柱に臨時契約用引込小柱等を取り付ける場合は、乙が屋外広告物設置者（産興株式会社。以下：丙）の承諾を得たうえで取り付けることとします。ただし、屋外広告物が突出型等で、臨時契約用引込小柱等を取り付けても広告物の視認性を阻害しないことが明らかな場合は、丙の承諾は省略できることとします。
- 乙の取り付けた臨時契約用引込小柱等が、次の各号の一に該当する場合は、乙は甲の指定した期間内に当該臨時契約用引込小柱等を変更、改造または除去しなければなりません。
(1) 関係官庁から命令があったとき
(2) 甲が、その作業上著しく支障があると認めたとき
(3) 著しく美観風致を害し、または公衆に危害を与えるおそれがあると甲が認めたとき
(4) その他、甲の業務運営を阻害するとき
2 前項の場合において、乙が臨時契約用引込小柱等を変更、改造または除去しないときは、甲は乙の費用によりその臨時契約用引込小柱等を変更、改造または除去することができます。
- 乙の取付期間は1年以内であることとし、1年を超える場合は甲に再申し込みを行うものとします。
- この取付申込書の条項に疑義を生じたとき、またはこの取付申込書に別段の定めがない事項は、すべて甲・乙協議のうえ決定します。

〔中国電力ネットワーク記入欄〕次のとおり

電話

で通知しました。

口答

・ 諾 ・ 否

・ 通知年月日 _____ 年 月 日

・ 相手方氏名

・ 施工条件等

・ 通知者所属・氏名

（当社または設計業務委託会社）

（おもて）

臨時契約用小柱の取付位置等

- | | |
|---|---|
| 1. 電柱中心から小柱等との離隔距離 _____ m (0.4m 以上) | 〔中国電力記入欄〕
電柱中心～小柱間の離隔
0.4m 未満 ☐ 了承 |
| 〔 0.4m 以上確保できない場合はその理由 _____ 〕 | |
| 2. 引込口装置箱等の地上高 _____ m (1.8m 以上) | |
| 3. 電力量計の地上高 _____ m (1.8m 以上 2.2m 以下) | |
| 4. 引込線工事方法 (いずれかに○) ・ 架空引込 ・ お客さま持ちケーブル等の電柱立ち上げ | |
| 5. 架空引込線を取り付ける場合の取付点地上高 _____ m (2.5m 以上) | |

(遵守事項)

- ・昇柱空間確保のため、当社柱の中心から0.4m未満の範囲に、小柱固定用の腕金、金具、電線（引込用ケーブル等）以外のものを施設しない。ただし、用地事情等やむをえない場合は、個別に保守上の問題を確認し、これによらないことがある。
- ・公衆安全のため、地上1.8m未満の範囲に小柱（接地線等含む）以外のものを施設しない。
- ・当社電力量計は、検針が可能なように地上1.8～2.2mの位置へ取付ける（工事基準による）。
- ・引込線の取付点は、電気設備技術基準の解釈に基づき、地上2.5m以上の位置とする（引込線と他物との離隔が確保できない場合はケーブル工事又は合成樹脂管工事による。）。

